

JADA 検査対象者登録リスト居場所情報管理 細則

日本ドーピング防止規程第 5.5 項『居場所情報の提供』に基づき、本細則を定める。

1. JADA 検査対象者登録リストの対象者

1.1 JADA に加盟する各国内競技連盟は、以下に示す基準に従い候補となる競技者を選出し、そのリストを JADA に提供するものとする。JADA は、各国内競技連盟から提供された候補者の中から、対象者を確定して JADA 検査対象者登録リストに登録し、当該国内競技連盟に通知するものとする。

1.2 検査対象者登録リスト(JADA-RTP)に登録される競技者の選出基準は以下の通りとする。

【原則として、該当する競技者全員の登録が必要な者】

- ① 日本スポーツ振興センターより個人として助成を受ける競技者
- ② JADA の検査対象者登録リストに登録されている期間中に競技から引退し、競技への復帰を希望する競技者(本細則 2.3 参照)
- ③ 日本ドーピング防止規律パネル及びその他のドーピング防止機関のドーピング防止規律パネルが決定したドーピング防止規則違反による資格停止期間にある競技者、及び当該資格停止期間が終了し、競技に復活する競技者
(原則として該当する全ての競技者を登録する。登録開始時期は JADA が指定する)
- ④ オリンピック競技会に出場する競技者(大会開村日 12 ヶ月前から登録を開始する)

【以下の競技者のうち、JADA が登録を必要と認める者】

- ⑤ 日本オリンピック委員会の強化指定選手
- ⑥ 競技団体の強化指定選手に指定されている競技者
- ⑦ 国際競技連盟の検査対象者登録リスト(IF-RTP)の対象として指定されている競技者
- ⑧ その他、JADA が検査対象者登録リストへの登録が必要と判断した競技者

1.3 未成年競技者に対する対応については、以下の通りの対応とする。(別添 1)

- イ) 当該年度に中学校在学者は、JADA-RTP には登録されるが、世界アンチ・ドーピング規程上の居場所情報提出の義務は問われず、よって居場所情報義務違反には問われない。
- ロ) 当該年度に高等学校在学者(もしくは義務教育修了者)、及びそれ以上の年齢の者については、JADA-RTP に登録され、世界アンチ・ドーピング規程上の居場所情報の提出に係る規則が適用される。
- ハ) 但し、上記学年齢及び年齢層にかかわらず、全ての競技者は競技会外検査を含むドーピング検査の対象となる。
- ニ) また、上記学年齢及び年齢層にかかわらず、IF-RTP に登録される競技者については、世界アンチ・ドーピング規程上の居場所情報の提出義務が課される。

2. JADA 検査対象者登録リストへの登録、除外、引退、復帰

2.1 JADA 検査対象者登録リストへの登録及び除外は、原則として、以下に示す対応によりおこなうものとする。

【登録】

国内競技連盟からの登録申請書(別添 2:JADA 検査対象者登録リスト新規登録申請書)の提示をもって登録候補者の提示を受け付ける。JADA による検討の後、検査対象者登録リストに登録された競技者に対しては、同リストの登録対象となったことが JADA 事務局から競技者本人及び競技団体宛に通知される。なお、登録の受付対応については、以下に示す2通りの期間でのみの受付とする。

- ① 4～6 月の期間に新規申請がなされた競技者については、7月末までに検査対象者登録リストへの登録を完了する。それら登録された競技者による居場所情報の提出については、登録完了後随時開始するものとする。但し、居場所情報義務違反が問われるのは、第4四半期(10～12月)の提出期限(9月30日)からとする。
- ② 10～12月の期間に新規申請がなされた競技者については、1月末までに検査対象者登録リストへの登録を完了する。居場所情報の提出については、登録完了後随時開始するものとする。但し、居場所情報義務違反が問われるのは、第2四半期(4～6月)の提出期限(3月31日)からとする。

【除外】

毎月10日までに JADA に到着した除外申請を対象として、JADA による検討をおこなう。検討の結果、除外される競技者については、当該月の最終営業日付で、当該競技者及び所属競技団体宛に除外通知が発信される。なお、除外の対象とせず、登録を継続する場合には、継続登録とする旨が当該競技者及び所属競技団体宛に通知される。

2.2 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者が競技から引退する場合には、世界アンチ・ドーピング規程・検査に関する国際基準第 11.2.5 条に従い、当該競技者が自身の競技団体に引退届を提示し、競技団体より JADA、及び当該国内競技連盟へ書面(別添 3: JADA 検査対象者引退届)にてその旨を連絡するものとし、JADA 事務局にて同届出を受理後、前項の手順に従い、リストから除外されたことが競技者及び所属競技団体へ書面により通知される。

2.3 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者が引退後、再度競技に復帰する場合には、世界アンチ・ドーピング規程、検査に関する国際基準第 11.2.3 条、及び日本ドーピング防止規程第 5.6.2 項に従い、競技会復帰の少なくとも 6 ヶ月前までに、その旨を JADA、及び当該国内競技連盟へ書面にて連絡するものとする。

3. 対象者からの居場所情報の提供

- 3.1 JADA 検査対象者登録リストに登録された競技者は、四半期毎に自らの居場所情報を ADAMS (Anti-doping Administration and Management System)を通じ、JADA に提供するものとする。但し、1. 3項 イ)に該当するものは対象外とする。
- 3.2 ADAMS を用いての居場所情報提供は、原則として競技者本人より行うものとする。ただし、JADA に対し、「ADAMS を使用した居場所情報における ATHLETE AGENT 申請書」を提供することにより、自己の責任において、委任者(ATHLETE AGENT)に自身の居場所情報提供を委任することができる。
- 3.3 四半期毎の居場所情報の提供期限は、以下のとおりとする。
 - ① 第1四半期 (対象期間 1 - 3 月)、提出期限: 前年の 12 月 31 日
 - ② 第2四半期 (対象期間 4 - 6 月)、提出期限: 3 月 31 日
 - ③ 第3四半期 (対象期間 7 - 9 月)、提出期限: 6 月 30 日
 - ④ 第4四半期 (対象期間 10 - 12 月)、提出期限: 9 月 30 日
- 3.4 提供した居場所情報に変更が生じた場合には、競技者は JADA に提供された情報が常に最新かつ正確なものになるよう必要に応じてその情報を更新するものとする。
- 3.5 通信環境等の事情により、ADAMS による居場所情報の提供・更新が困難な場合には、電話、書面、メールによる提供・更新も可能とする。
- 3.6 競技者が自己の国際競技連盟に対し居場所情報を提供しなければならない場合には、同時に JADA に対し国際競技連盟に提供した当該情報の写しを提供する。ただし、国際競技連盟への居場所情報提供を ADAMS を通じて行うことにより、当該情報を JADA が利用できる場合には、この限りではない。

4. 居場所情報の未提供等による警告

競技者により各対象期間の提供期限までに居場所情報が提供されない場合または提供された居場所情報に不備がある場合には、書留郵送、ファクシミリ、電子メール、電話、その他の利用可能な伝達手段を使用して、当該競技者に対し警告が送付される。

5. 競技者の居場所における要請違反

- 5.1 JADA の検査対象者登録リストに掲げられている競技者について、検査に関する国際基準第 11.3 条に従って要求される居場所情報を提出せず(居場所情報未提出)、JADA から書面による正式な警告を受けた回数、又は検査に関する国際基準第 11.4 条に従って検査を受けなかった(検査未了)回数が、連続する 18 ヶ月以内の期間に単独で又はあわせて 3 度に及んだ場合には、当該競技者の行為は日本ドーピング防止規程第 2.4 項の規定に従っ

てドーピング防止規則違反を構成する。

- 5.2 居場所情報未提出についての各違反は、居場所情報の提供期限の日、又は居場所の不備を発見した日から 18 ヶ月を経過した時点をもって失効するが、当該期間を経過しない違反は、有効な違反として 3 度の回数に算入されるものとする。居場所情報未提出の違反を 18 ヶ月の起算点とする場合には、当該居場所情報の提供期限の翌日、又は居場所の不備を発見した日から起算するものとする。
- 5.3 検査未了についての各違反は、検査の日(検体採取の試みが失敗に終わった日)から 18 ヶ月を経過した時点をもって失効するが、当該期間を経過しない違反は、有効な違反として 3 度の回数に算入されるものとする。検査未了の違反を 18 ヶ月の起算点とする場合には、検体採取の試みが失敗に終わった日から起算するものとする。

6 通知

- 6.1 本細則において言及されているすべての通知は、日本ドーピング防止規程第 19.2 項の規程に従う。

附則

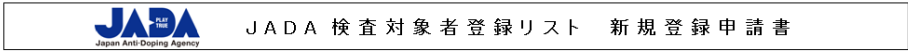
- 1 この細則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 25 年 6 月 5 日から改訂施行する。
- 3 この細則は、平成 26 年 8 月 1 日から改訂施行する。

[別添 1]

年齢及び学齢による対応区分表

学年齢	年齢 (想定)	RTP 登録	居場所情報 提出	居場所情報義務違反 (Whereabouts Failure)	備考
大学生	18 歳～	有	有	有	
高校生	15 歳～	有	有	有	● IF-RTPA には適用されな い
中学校	12 歳～	有	無	無	● IF-RTPA には適用されな い

※JADA 検査対象者登録リスト新規登録申請書



加盟団体名: _____
 加盟団体担当者氏名: _____
 担当者連絡先 (E-mailアドレス): _____

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

競技種目	姓	名	性別	生年月日	住所			電話番号	携帯電話	*競技者からの問い合わせの際、ご本人の確認用に使われます	
					〒	都道府県	住所			アパート・マンション名	E-mailアドレス(PC, WEBメール)
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											

事務局長	テストイング MGR	受領



JADA 検査対象者 引退届

競技者記入欄

氏 名: _____ 性 別: _____

競技種目: _____

私は、今後競技から引退するため、JADA 検査対象者より除外いただきたくお願い致します。なお、以下の引退に関わる各規定についても、了承しております。

署 名: _____ 署名期日: _____ / _____ / _____

加盟団体確認欄

加盟団体名: _____ 印

確認者氏名: _____ 確認者役職: _____

確認期日: _____ / _____ / _____

日本アンチ・ドーピング規程 5.6 条 競技会からの引退と復帰

5.6.2 JADA に対し引退の通知を出していた競技者が競技に復帰するためには、競技会復帰の少なくとも 6 ヶ月前までにその旨を JADA に通知し、かつ、(要求があった場合には)検査に関する国際基準における居場所に関する要請に従うことをはじめ、実際に競技に復帰する前の期間において、いつでも非公開の競技会外の検査に応じなければならない。

JADA 規程 10.11 条 資格回復のための検査

10.11.2 競技者が資格停止期間中に競技(スポーツ)から引退し、競技会外の検査対象者登録リストから除外されたが、後に資格回復を希望することとなった場合には、当該競技者が JADA、国内オリンピック委員会、関係する国内競技連盟及び関係するドーピング防止機関に対し通知を行い、かつ、第 5.6.2 項で定めている期間又は当該競技者が引退した日時時点で残存していた資格停止期間のうち長い方の期間と等しい期間競技会外の検査に応じることとし、当該期間が終了するまで、当該競技者の資格は、回復しないものとする。当該資格停止の残存期間中、競技者は競技会外の検査を受けるものとする。